

第4章 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

京都地区のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本理念と基本方針を示します。

1 全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

全体構想においては、以下のように全市的なバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を定めています。

(1) バリアフリー化推進の基本理念

ア 高齢者や身体に障害のある方などが、介助なしで日常生活や社会生活を送ることのできる環境整備を推進します。

イ 市民や市内を訪れる人々が、公共交通機関を利用して移動したくなるような環境整備を推進します。

ウ 身体に障害のある方を始めとする、すべての人にとって利用しやすく、安全で快適な施設整備を推進します。

(2) バリアフリー化推進に係る基本方針

ア 段差解消を優先したバリアフリー化の推進

移動経路や車両に乗降する際の段差の存在は、多くの高齢者や身体に障害のある方などにとって障壁となるものであり、特に大きな段差がある場合には、車いす利用者などにとっては、移動そのものを断念せざるを得なくなるような障壁となることもあります。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、段差解消を優先した施設整備の検討を行うこととします。

イ 移動制約者の特性を踏まえたバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用するに当たって何らかの制約のある方は、高齢者や身体に障害のある方の他にも妊産婦、けが人など様々です。

また、身体に障害のある方は、肢体障害、視覚障害、聴覚・平衡障害、音声・言語障害及び内部障害など、その身体的特性は異なっています。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、移動に制約のある方の特性に十分配慮し、段差解消を優先しつつ、情報案内設備などのあらゆるバリアフリー化設備の整備について、検討を行うこととします。

ウ 利用者の意向に配慮したバリアフリー化の推進

施設や車両をどのように改善すべきかについては、高齢者や身体に障害のある方を始め、利用者の意向に配慮した検討を行うことが必要です。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、利用者の意見を十分聴き、それを反映させることとします。

エ 「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化の推進のためには、ハード整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者や身体に障害のある方などに対する理解を深め、積極的に手助けなどを行う「心のバリアフリー」が欠かせません。

したがって、バリアフリー化設備の整備の推進に併せて、市民、事業者及び行政機関などは、互いに連携し、「心のバリアフリー」を推進することとします。

2 京都地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

京都地区のバリアフリー化については、全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針に基づいて推進していきます。

さらに、京都地区の特性及びまちづくりの方向性を踏まえ、京都地区独自のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を以下のとおり定めます。

(1) 基本理念

京都市の玄関口として来訪者・住む人に優しいまち

京都駅は、多くの交通機関が集まり、国内外からの多くの来訪者を迎える京都市の玄関口です。また、京都地区には、著名な社寺・史跡・自然が数多くあり、にぎわいの中にもうるおいのある住環境が形成されています。

京都市の玄関口にふさわしい駅として、誰もが快適で使いやすい公共交通とするためのバリアフリー化を目指します。そして、地域コミュニティを活かした助け合いの推進及びバリアフリーの施設整備などにより、働く人・住民などすべての人に優しいまちを整備するだけでなく、地区への観光来訪者に対しても心地よいまちを目指します。

(2) 基本方針

ア 誰もが利用しやすい鉄道駅のバリアフリー化整備の推進

多くの乗降客が集まる京都地区では、これまでも、バリアフリー化のための整備がすすめられてきましたが、高齢者や身体に障害のある方などの移動制約者の特性に十分配慮した施設整備をさらに推進するとともに、京都地区への来訪者も含めた、誰もが利用しやすい旅客施設を目指します。

イ 乗り換えのしやすいターミナル地区整備の推進

高齢者、身体に障害のある方、外国人などすべての方が、安全で快適に鉄道駅間、鉄道からバスまたはタクシーへの円滑な乗り換えができるよう、駅前広場及び通路における移動経路の改善、情報案内施設の整備などを推進します。

ウ 京都駅と周辺の主要施設を結ぶ経路の重点的なバリアフリー化の推進

京都駅から目的地まで、安全で円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備するため、駅と多くの高齢者や身体に障害のある方などが利用する施設とを結ぶ経路において、道路や信号機などのバリアフリー化を重点的に推進します。

エ 京都駅周辺の居住空間を含めた道路などの一体的なバリアフリー化の推進

駅周辺に多くの文化財や商業施設があるこの地区において、安心して歩いて暮らせるまちづくりを推進するために、道路環境や居住環境の整備を推進するとともに、前項ウの主要な経路の整備に併せて、それ以外の道路などについても、できる限り一体的なバリアフリー化を推進します。

オ 一体的なバリアフリー化事業の推進体制の整備

京都地区基本構想に位置付けられた各種事業を，市民を始めとする利用者の意向を十分反映させながら，円滑かつ効果的に実施していくため，事業計画作成の段階から，多様な関係者が十分な情報交換を行い，連携を図ることのできるような事業推進体制を整備します。

カ 「心のバリアフリー」の推進

バリアフリー化設備の整備に併せ，市民が高齢者や身体に障害のある方などに対する理解を深め，手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため，市民，公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し，国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進します。